

集落営農組織の現状とその役割

井上 洋一¹

¹ 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科

(受付：2024 年 12 月 27 日／受理：2025 年 1 月 27 日)

摘要：周知のとおり農業従事者の高齢化が進むなか、農業集落数総数が減少し、さらに1集落あたりの耕地面積が縮小している。足腰の強い日本農業を構築するため、現在、「集落営農組織」が注目されている。もともと稲作中心であった日本農業は、とくに田植え、刈取り（収穫）の時期には、個別の家族経営では重労働となるため、集落の構成員で助け合い、これら作業をおこなっていた。それだけに農業集落内での構成員の結束力は強く、「農業集落の力（農業集落力）」が醸成されていった。この「農業集落力」を内包しているのが「集落営農組織」である。集落営農組織の今日的役割は、①（農業）生産性を高める役割、②（農業）政策を実行する役割、③多角的な事業を創出する役割がある。

キーワード：規模の経済、みどりの食料システム戦略、環境に配慮した農業、六次産業（化）

I はじめに

「集落営農組織」は、2007年度からスタートした国の「水田・畑経営所得安定対策」における対策主体の一つとされ^(注1)、全国に数多く設立された。これにより「集落営農」あるいは「集落営農組織」という呼称も一般化していった。

現在、存在する集落営農組織は、もともと水田農業の生産組織であったものが多い。戦後の高度経済成長のなかで、農家の兼業化とその深化がすすみ、これに対応する形で、水田農業の作業を全部または一部を受託する組織、あるいはコメの乾燥・調製に関する機械・施設を共同所有し集落の農家が利用する組織、さらには食糧管理制度下コメの生産調整政策に対応し麦・大豆等の転作作物生産を請負う組織が、経営者やオペレーターの世代交代をおこない「集落営農組織」として今日に至っている。

本稿は、この「集落営農組織」の現状を、おもに既存のデータにより分析し、農業政策あるいは農業をとりまく環境、さらには情報が日々変化する現在

において、「集落営農組織」について今日的な役割を明らかにすることを主たる目的としている。

II 農業集落の現状

もともと稲作中心だった日本農業においては、古くから農業集落単位で農業がおこなわれてきた。とくに田植え、刈取りといった稲作において重労働となる作業は、集落の皆で力を合わせ、共同作業でおこなわれてきた^(注2)。それだけに一つの農業集落における農家間の結びつきは強固なものがあつた。

しかし、戦後の高度経済成長期、全産業のなかで農業の地位が相対的に縮小していくなかで、農家の子弟（若年層）がなし崩し的に大都市に移り住み、彼らは「金の卵」と呼ばれ高度経済成長を支えた。一方で、農村に残り農業を続けた人々は、時とともに高齢化がすすみ、今や農業従事者の平均年齢は約70歳となり、農業に従事することもそして維持していくことも困難な農家が多く見られる。

表1は、2010年と2020年の農業集落数である。この10年間で、全国で139,176集落から138,243集落へ、933の農業集落が消滅している。減少する農業集落数のなかで、表2は2015年と2020年の1集落あたりの平均農家戸数と耕地面積である。この5年間で、農家戸数と耕地面積どちらも減少・縮小

¹ 〒319-0323 茨城県水戸市鯉淵町 5965

(注1) 参考文献2) : p. 23.

(注2) 参考文献4) : p. 36.

表 1. 近年の農業集落数

(単位：集落)

年	都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域	合 計
2010 年	30,385	34,780	47,367	26,644	139,176
2020 年	29,616	34,712	47,291	26,624	138,243
減少数	769	68	76	20	933

資料：農林水産省「農業センサス」より作成。

表 2. 1 集落あたりの農家戸数と耕地面積（全国平均）

年	戸数	耕地面積
2015 年	11 戸	17ha
2020 年	9 戸	15ha

資料：農林水産省「農業センサス」より作成。

傾向にあり、現在は 1 集落あたり 10 戸以下の農家戸数で零細な農業が営まれているものとみられる。ただ、ここでいう耕地面積には、いわゆる荒廃農地も含まれているので全耕地面積が耕作されているとは限らない。

今後、さらに農業集落数が減少していくことは必至であり、集落単位で行われてきた日本農業は危機的状況にあるといえよう。

Ⅲ 集落営農組織の現状

農業集落数が減少するなか、現在、日本農業において「集落営農組織」が注目されている。「集落営農」とは、「集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農^(注3)」のことであり、現在約 1 万 4 千の集落営農組織が事業展開している。

表 3 は、集落営農組織数の推移である。2015 年では、総数が 10,063 組織、うちほとんどが非法人（任意組合）であった。しかし 2020 年に、総数 14,832 組織、うち 5,458 組織、全体の 36.8 % が法人となっている。さらに 2024 年には、総数 13,998 組織、うち 5,748 組織、全体の 41.1 % が法人となっている。

近年、集落営農組織数総数が減少に転じている主

表 3. 集落営農組織数の推移（法人・非法人別）

年	区分	組織数
2015 年	法 人	646
	非法人	9,417
	合 計	10,063
2020 年	法 人	5,458
	非法人	9,374
	合 計	14,832
2024 年	法 人	5,748
	非法人	8,250
	合 計	13,998

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果」より作成。

たる理由は、組織構成員の高齢化とみられる。これにより消滅している組織が多い。ただ一方で、組織間で「合併」がすすんでいる場合も多い^(注4)。

また、集落営農組織総数は減少しているものの法人形態の集落営農組織数は、近年、増加傾向にある。法人形態をとると、①節税効果がある^(注5)、②労働力を雇用しやすい、③複式簿記記帳が必須となり、これにより社会的な信用力が高くなる。このため、④農業制度資金の融資が受けやすくなる、あるいは融資限度額が大きくなる^(注6)というメリットがある。

ただ一方で、雇用社員の年金保険料、健康保険料を法人が半額負担（労使折半）しなければならず、これが経営を圧迫する場合もある。

前述したように現在の集落営農組織は、もともと 1970 年代から 80 年代にかけて、全国に数多く設立された稲作（水田農業）の生産組織を起源とするものが多い。

当時、稲作および水田農業は、食糧管理制度^(注7)

(注 3) 農林水産省の定義である。

(注 4) 参考文献 2) : pp. 23 ~ 34。

(注 5) 法人所得が 800 万円以上の場合、法人税は 23.2 %、800 万円未満の場合は、同税は 15.0 % である。

(注 6) たとえば、日本農業政策金融公庫資金で、認定農業者対象の資金「農業経営基盤強化促進資金（略称：スーパー L 資金）」の場合、融資限度額は個人 3 億円、法人 10 億円となっている。

(注 7) 食糧管理制度は、1995 年 10 月に廃止された。

表 4. 集落営農組織を構成する集落数

集落数	割合 (%)
1 集落	75.2
2 集落	10.1
3 集落	5.0
4 集落	3.2
5 ～ 9 集落	4.1
10 集落	2.4

資料：農林水産省資料より作成。

のもとにおかれ、国内で生産されるコメに関して、その生産と流通については政府の厳重な監督下におかれていた。このため、水田を所有する農家に米をつくる自由、売る自由が認められていなかった。また 1970 年代より、米の生産調整（政策）がスタートし、この政策を円滑に進めるため水田に麦、大豆等の米以外の作物を生産する、いわゆる「転作」がおこなわれ、日本の多くの稲作地域において集落単位に生産組織が結成され水田農業を担った。

表 4 は、2024 年の集落営農組織を構成する集落数である。全体の 75.2 % が、1 集落のみの営農組織となっているが、5 ～ 9 集落および 10 集落以上と多集落をまたぐ集落営農組織が全体の 6.5 % をしめていることに注目できる。

農業従事者の高齢化と農地の借り手が不在という、日本農業が従前より抱える問題を、他の集落の集落営農組織に農地を委託することにより問題を解決しようとしている傾向がうかがえる。

表 5 は、経営規模別集落営農数である（2024 年）。現在、全集落営農数約 1 万 4 千組織のうち、10 ～ 20ha の層が一番多く、次いで 20 ～ 30ha の層、そして 100ha 以上の経営規模を誇る集落営農組織が全体の 5.0 % にも達している点にも注目できる。前述したように、多集落をまたぐ集落営農組織が増加しつつあるが、これに呼応して規模拡大が実現し、規模の大きい集落営農組織が増加しつつある現状を反映している。

表 6 は、集落営農組織が今後とりくむ予定の活動内容である。ただ、全集落営農組織を対象とした調査ではないが参考になるであろう。「農業生産以外の事業」が 23.6 %、「農地の面的集積」が 21.6 %、「適切な作業分担」が 16.3 % となっている。

まず農業生産以外の事業を取り組む予定の集落営農組織が多い点が注目できる。農業生産以外の事業とは、農業生産をおこないつつ「直売所の経営」、

表 5. 経営規模別集落営農数（2024 年）

経営規模	集落営農数	割合 (%)
5ha 未満	1,915	13.7 %
5ha ～ 10ha	1,845	13.2 %
10ha ～ 20ha	3,123	22.3 %
20ha ～ 30ha	2,398	17.1 %
30ha ～ 50ha	2,485	17.8 %
50ha ～ 100ha	1,528	10.9 %
100ha 以上	704	5.0 %
合計	13,998	100.0 %

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果」より作成。

注：作業受託面積も経営規模に含む。

表 6. 今後取り組む予定の活動内容別集落営農数割合

今後取り組む予定の活動内容	割合 (%)
経営規模の拡大	11.7
農地の面的集積	21.6
農業用機械の共同利用化・大型化	14.0
適切な作業分担	16.3
肥料・農薬の使用軽減	12.9
生産資材の共同（大口）購入	8.0
農業生産以外の事業	23.4

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果」より作成。

「農家レストランの経営」、「農家民宿の経営」、あるいは「農産物輸出の取り組み」等が該当するものと思われる。

このような先進的な取り組みをおこなう場合、農地における作物の作付体系を頻繁に変更する必要がある、結果的に「（構成員、あるいは社員の）適切な作業分担」を常に模索し変更する必要性に迫られているものと考えられる。

次に、「農地の面的集積」であるが、これは集落営農組織が経営する農地を「団地化」する取り組みである。分散した経営耕地では労働生産性が低く、面的に集積させ、これを高める取り組みである。

Ⅳ 集落営農組織の役割

1. 生産性を高める役割

経営規模を拡大すれば、規模の経済が働き、単位面積あたりの経営費（コスト）は低減していく。ただ、規模を拡大しすぎると逆に規模の不経済が働き、逆にコスト高となることが、経済学の世界では経験的に知られている。

では、規模の経済が働く、規模の限界の規模は、

どのくらいの規模なのか。しかし、この限界規模計算は、とても難しい。というのは、地域や気象条件によって限界規模が違うであろうし、作付作物によっても違うだろう。また、農地が平地にあるか中山間地域にあるかによっても違うと思う。さらには、その時々々の農産物価格によって、また、生産技術の向上・農業機械の技術革新具合によっても違うと思う。近年、話題になっている「スマート農業」や「ICT 機器」を利用した農業が普及した場合、前述した規模の経済が働く限界点にも大きく影響を与えるであろう。

ドローンの操作技術指導会社の方の話によると、現在、多くの稲作農家が、田植えを行わず籾を搭載したドローンにて、空中より直播きに取り組んでいるとのことである。ドローンによる直播きと、田植機を利用した従来の田植えとを比較した場合、単収はドローン使用の方が少々劣るものの、田植え作業をしなくて良い分、コメ生産における投下労働量が大幅に削減でき、大幅な規模拡大が見込まれるとのことである。

2. 政策を実行する役割

前述したように、かつて食糧管理制度と、その下で政策的に実行された「生産調整」および「転作」に対応するため、多くの生産組織が結成された。いわば生産組織は、国の政策を円滑に実行する主体となっていた。

今日の集落営農組織もかつての生産組織と同じようなことが言えるのではないか。2022年に「みどりの食料システム戦略」が法制度化され、2050年までに化学農薬使用量を50%削減、化学肥料使用量を30%削減、さらには有機農業面積を全農地の25%(100万ha)を目指すことが法制度化された。また2024年には食料・農業・農村基本法の改正が行われ、国民一人ひとりの「食料安全保障」を基本理念の中心に据え、同時に「環境と調和のとれた食料生産システム(の構築)」を目指すとのことである。

この政策を実現できる主体の一つとして期待できるのは、大規模な経営耕地と集落の力とを同時に具備する集落営農組織ではなかろうか。逆に言えば、集落営農組織は、国の政策(農業政策)を円滑に実行し、目標を達成するための重要な主体であり、そ

の役割は大いに期待できる。

3. 多角的な事業を創出する役割

先進的な集落営農組織においては、農業生産とともに加工、直売所、農家レストラン、農家民泊、さらには農産物輸出にも取り組んでいる、あるいは取り組む予定であるとのことである。

これらの事業以外に、事業の多角化は期待できないのだろうか。たとえば農村部の要介護高齢者を対象とした、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)等の介護保険事業である。あたり前の話ではあるが、介護サービスについて、農村部においても一定の需要がある。しかし人口密度の低い農村部においては、収益性の問題から介護サービス事業者が参入をためらう傾向がある。このため多くの農村部では、介護サービスが供給不足となっており、これが2000年の介護保険制度施行以来、農村部における社会問題の一つとなっている。この問題を解消するために、集落営農組織が介護サービス事業者として事業参入できないだろうか。いわゆる「六次産業(化)」的な事業ではなく、福祉的な事業にも取り組む可能性が集落営農組織にはある。「集落の力」を内包している集落営農組織だからこそ期待できるのである。

以上のように、集落営農組織は、農村部において新たな事業を創出する役割も担っている。新たな事業が創出されれば、農村に新たな雇用が生まれ、農村活性化の源泉となりうるのである。

V 参考文献

- 1) 長谷川晃生(2014)、事例にみる集落営農組織の経営展開。農林金融 11月号、農林中金総合研究所。
- 2) 長谷川晃生(2015)、集落営農組織の経営規模拡大における組織合併の課題。農林金融 11月号、農林中金総合研究所。
- 3) 井上洋一(1997)、稲作兼業地帯における作業受委託組織の役割と展開方向に関する考察。農経研究報告、東京農業大学大学院。
- 4) 井上洋一(1997)、食糧法下における稲作生産組織の展開報告に関する考察。農村研究、東京農業大学農業経済学会。
- 5) 井上洋一(1998)、食糧法下における農協の米事業システムに関する考察。農村研究、東京農業大学農業経済学会。
- 6) 井上洋一(1998)、食糧法下における農協の米事業システムに関する現状分析。日本農業経済学会論文集、日本農業経済学会。